

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○高知県議会臨時会の招集 (財 政 課)	1
○高知市及び吾川郡春野町の廃置分合に伴う吾川郡及び高知市の人口 (市町村振興課)	1
◎社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程の一部改正 (森づくり推進課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4 件) (治山林道課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3 件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (3 件) ( " )	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (4 件) (農業基盤課)	3
○土地改良区の役員の退任 ( " )	4
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	4
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	4
○県営土地改良事業の計画の定め ( " )	4
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 <4・13掲示>	9
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 <">	10
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 <">	11
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 <4・13掲示>	11

## 規 則

高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第60号

#### 高知県文化賞授与規則の一部を改正する規則

高知県文化賞授与規則(平成7年高知県規則第104号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「毎年9月5日」を「毎年8月5日」に改め、同条第2項中「毎年10月31日」を「毎年9月30日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 高知県訓令第19号

知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

#### 知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

知事表彰の表彰状等の様式に関する規程(昭和41年10月高知県訓令第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び高知県議会議員として在職した者の表彰等に関する規則(昭和38年高知県規則第8号)」を「、高知県議会議員として在職した者の表彰等に関する規則(昭和38年高知県規則第8号)及び高知県文化賞授与規則(平成7年高知県規則第104号)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第329号

高知県議会臨時会を、平成19年5月8日に高知県議会議事堂に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- (1) 高知県議会の組織に関すること。
- (2) 高知県・高知市病院企業団議会議員の選挙
- (3) 高知県競馬組合議会議員の選挙

- (4) 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- (5) 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- (6) 高知県監査委員の選任についての同意議案
- (7) 平成18年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- (8) 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

### 高知県告示第330号

平成20年1月1日から吾川郡春野町を廃し、その区域を高知市に編入することに伴う地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による吾川郡及び高知市の人口は、次のとおりである。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

吾川郡 34,415人

高知市 348,990人

### 高知県告示第331号

社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程(昭和38年2月高知県告示第72号)の一部を次のように改正する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

第7条第1項中「収入」を「収入(主伐としての伐採によるものに限る。)」に改め、同条第3項中「優先順位は、公社が農林漁業金融公庫から借り入れた造林融資金の元利金及び金融機関から借り入れた事業資金の元利金に次ぐものとし、その」を削る。

#### 附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

### 高知県告示第332号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市坂ノ下字梨子ノ木谷641、字小松原山945の1、945のロ、946、947、956の1、956の2、957のへ、957のト、和田字平谷2829、2832、字大谷山4059の2、4061、4062の1、4062の2、4062の4、4064、4067の1、4068の2、4069
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梨子ノ木谷641・字小松原山945の1・956の1・字平谷2829・2832・字大谷山4059の2 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関  
係書類を高知県森林部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦  
覧に供する。)

**高知県告示第333号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨  
の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の  
規定により告示する。  
平成19年5月1日  
高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市沖の島町母島字田場49、50の1から50の6まで、51の  
1、51の2、52の1から52の3まで、52の6、60、62、63の1  
から63の6まで、63の8から63の10まで、63の12、65の1から  
65の5まで、65の8から65の14まで、65の17、65の18、65の20  
から65の22まで、66の1から66の4まで、66の7から66の10ま  
で、67の1から67の3まで、70の1、70の3から70の5まで、  
70の9、71の2から71の5まで、75の1から75の6まで、75の  
8、75の10から75の17まで、字田場柵外77、78の1から78の6  
まで、79の1、79の2、字下高場562、563、640、645、字母島  
1037、1735、1746、字田場下山1698の1、1698の5、字古家木  
山1703の1、1703の5から1703の9まで、1704、1705、字久保  
浦1708の1から1708の3まで、字久保浦山1711の1、1711の  
7、1711の8、1712の口、1712の1、1714の1、1714の3、  
1715のハ、1715のロ、1715の1、1715の6、1715の10、1715の  
11、1716のイ、1716のロ、字水谷山1719の4から1719の6ま  
で、1720のハ、1720の1、1720の6から1720の11まで、1720の  
14、1720の16、1720の17、1720の23、1720の32、1720の43、  
1720の46、1720の78、1720の80、1722のロ、1722の1、1722の  
3から1722の7まで、1722の11、1722の13、字新張1724の1、  
字水晶山1726の1、1727、1728、1729の1、1730の1、字カン  
ザン松1731、1733の4、字地藏谷1751のロ、1751の1、1754の  
3、1754の4、字ボンボリ山1757の1、1758の1、1758の3、  
1759の1、1760の1、1760の4、1761の1、1761の2、1763、  
1765のロ、1765の1、字焼ノ山1766の1、1766の5から1766の  
7まで、1766の18、1766の19、1766の22、字アシクロクミ山  
1767の1から1767の4まで、1767の7、1767の8、1767の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治  
山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第334号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨  
の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の  
規定により告示する。  
平成19年5月1日  
高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所  
四万十市安並字中車4685、4686のイ、4686の2、4687、  
4688、中村字古屋敷山2368の1、森沢字アゾノ山3468の1、  
3470の1、3470の2、西土佐下家地字ツエハタ1995、西土佐大  
宮字上ミコヲヤケ410、411、字下モコヲヤケ1882の44、1882の  
47、1882の48、1882の72、1882の80、1882の86、西土佐岩間字  
古比山474の4、西土佐中家地字郷サイケ970の1、971

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古屋敷山2368の1・字アゾノ山3470の1・3470の2・  
字ツエハタ1995・字上ミコヲヤケ410・411・字下モコヲヤ  
ケ1882の44・1882の47・1882の48・1882の72・1882の86・  
字古比山474の4・字郷サイケ970の1・971(以上14筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関  
係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

**高知県告示第335号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨  
の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の  
規定により告示する。  
平成19年5月1日  
高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市吉良川町字西谷乙5034の10、乙5034の11、安芸郡北川  
村弘瀬字亀ヶ久保187の1、227の10、228の9、久江ノ上字馬  
鋤磯327の1、327の2、327の31、327の32、327の35、438の  
3、438の6、馬路村馬路字裏瀬357の14から357の16まで

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西谷乙5034の10・乙5034の11・字亀ヶ久保187の1・  
227の10・字馬鋤磯327の1・327の2・327の31・327の32・  
327の35・438の3・438の6・字裏瀬357の14・357の16  
(以上の13筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を  
高知県森林部治山林道課並びに室戸市役所及び関係村役場に備え  
置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第336号**  
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨  
の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第  
3項の規定により告示する。  
平成19年5月1日  
高知県知事 橋本 大二郎

1 作業種類  
基本測量(一等磁気測量)

2 作業期間  
平成19年5月25日から平成20年2月28日まで

3 作業地域  
室戸市

**高知県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町松原 170番から 高岡郡檮原町松原 209番1まで	前	4.5 } 41.0	192
	後	19.4 } 44.6	192

**高知県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字天堤甲 93番1から 高知市介良字妹ヶ端 甲562番1地先まで	前	5.1 } 8.5	140
	後	8.8 } 13.8	140

**高知県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市伊達野字野地 99番から 南国市伊達野字天堤 148番8まで	前	2.8 } 6.4	108
	後	5.6 } 12.6	108

**高知県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町松原49番1から 高岡郡檮原町松原314番まで	700	平成19年5月1日

**高知県告示第341号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市介良字天堤甲93番1から 高知市介良字妹ヶ端甲562番1地先まで	140	平成19年5月1日

**高知県告示第342号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市伊達野字野地99番から 南国市伊達野字天堤148番8まで	108	平成19年5月1日

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成19年5月1日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	安岡 久志	安芸市川北乙 533
〃	江川 勲	〃 〃 乙 93
〃	川谷 恭生	〃 〃 乙 591

“ 川竹 一義 “ “ 乙 992  
 “ 安岡 顯 “ “ 乙1035-1  
 監事 川谷 和男 “ “ 乙 175  
 “ 川竹 實 “ “ 乙1196  
 (就任)  
 理事 門脇 陽盛 安芸市川北乙1448-1  
 “ 川谷 一正 “ “ 乙 166  
 “ 小松 秀義 “ “ 乙 653  
 “ 川竹 寛 “ “ 乙 757  
 “ 川竹 博生 “ “ 乙1226  
 監事 野町 榮司 “ “ 乙 740  
 “ 川竹 實 “ “ 乙1196

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成19年 5 月 1 日

高知県知事 橋本 大二郎  
 役名 氏 名 住 所  
 (退任)  
 理事 山崎 榮美 中村市 田野川甲 536  
 監事 柿内 充弘 “ “ 甲1834  
 (就任)  
 理事 柿内 充弘 四万十市田野川甲1834  
 監事 山崎 榮美 “ “ 甲 536

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊野町勝賀瀬土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成19年 5 月 1 日

高知県知事 橋本 大二郎  
 役名 氏 名 住 所  
 (退任)  
 理事 別役 博明 吾川郡伊野町勝賀瀬1059- 12  
 “ 伊藤 功 “ “ “ 1547- 1  
 “ 伊藤 正久 “ “ “ 1552  
 “ 伊藤 定子 “ “ “ 1521  
 “ 伊藤 守史 “ “ 枝川 2450-145  
 “ 伊藤 安義 “ “ “ 2940- 2  
 “ 伊東 秀明 “ “ 勝賀瀬 806  
 “ 西川 往男 “ “ “ 1752  
 “ 西川 龍男 “ “ “ 870  
 “ 濱田 明 “ “ “ 635

“ 濱田 正一 “ “ “ 341  
 “ 濱田 博要 “ “ “ 271  
 “ 保木 進 “ “ “ 1020  
 監事 濱田 綾子 “ “ “ 612  
 “ 伊藤 孝造 “ “ “ 1132- 5  
 (就任)  
 理事 別役 博明 吾川郡いの町勝賀瀬1059- 12  
 “ 伊藤 功 “ “ “ 1547- 1  
 “ 伊藤 正久 “ “ “ 1552  
 “ 伊藤 定子 “ “ “ 1521  
 “ 伊藤 守史 “ “ 枝川 2450-145  
 “ 伊藤 安義 “ “ “ 2940- 2  
 “ 伊東 秀明 “ “ 勝賀瀬 806  
 “ 西川 往男 “ “ “ 1752  
 “ 西川 龍男 “ “ “ 870  
 “ 濱田 明 “ “ “ 635  
 “ 濱田 正一 “ “ “ 341  
 “ 濱田 博要 “ “ “ 271  
 “ 保木 進 高岡郡日高村岩目地 681  
 監事 濱田 綾子 吾川郡いの町勝賀瀬 612  
 “ 伊藤 孝造 “ “ “ 1132- 5

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、蟻川地区土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成19年 5 月 1 日

高知県知事 橋本 大二郎  
 役名 氏 名 住 所  
 (退任)  
 理事 橋田 擴 幡多郡大方町蟻川 603- 1  
 “ 下村 茂延 “ “ “ 2086  
 “ 橋田 昭俊 “ “ “ 114  
 “ 金子 華榮 “ “ “ 354  
 “ 金子 文壽 “ “ “ 795  
 “ 金子 幸隆 “ “ “ 807  
 監事 金子 壽人 “ “ “ 627- 4  
 “ 金子 春雪 “ “ “ 753  
 (就任)  
 理事 橋田 擴 幡多郡黒潮町蟻川 603- 1  
 “ 下村 茂延 “ “ “ 2086  
 “ 橋田 昭俊 “ “ “ 114  
 “ 金子 華榮 “ “ “ 354  
 “ 北川 則行 “ “ “ 97- 3  
 “ 金子 幸隆 “ “ “ 807

監事 金子 壽人 “ “ “ 627- 4  
 “ 金子 春雪 “ “ “ 753

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山倉谷鳴谷土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成19年 5 月 1 日  
 高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏 名 住 所  
 理事 横田 義治 高知市五台山3053  
 “ 山本 隆彦 “ “ 122-16  
 “ 吉村 忠計 “ “ 2507  
 “ 大野 幸彦 “ “ 3055  
 “ 大野 浦雄 “ “ 2930- 1  
 “ 横田 正人 “ “ 3036

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奈半利町本村部土地改良区の定款の変更を平成19年 4 月18日に認可した。

平成19年 5 月 1 日  
 高知県知事 橋本 大二郎

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、高知市五台山倉谷鳴谷土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成19年 5 月 1 日  
 高知県知事 橋本 大二郎

氏 名 住 所  
 横田 義治 高知市五台山3053  
 山本 隆彦 “ “ 122-16  
 吉村 忠計 “ “ 2507  
 大野 幸彦 “ “ 3055  
 大野 浦雄 “ “ 2930- 1  
 横田 正人 “ “ 3036

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（弓場地区ため池等整備事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 5 月 1 日  
 高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

- 2 縦覧期間  
平成19年5月1日から同月31日まで
- 3 縦覧場所  
宿毛市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

-----  
監 査 公 表  
-----

**監査公表第12号**

平成19年5月1日

|         |       |
|---------|-------|
| 高知県監査委員 | 武石 利彦 |
| 同       | 黒岩 正好 |
| 同       | 坂本 千代 |
| 同       | 奴田原 訂 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成19年2月16日 室戸市 澤山保太郎ほか2名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成19年4月16日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。  
（原文登載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

室戸市 澤山 保太郎  
宿毛市 宮尾 昌澄  
高知市 松岡 由紀彦

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

高知県が、平成18年4月3日に、宿毛市土地開発公社（以下「宿毛市公社」という。）に無利子で貸し付けた48億7,812万2,050円は、違法な支出であると考えるので、ア 来年度以降の本件貸付を止めさせること。

イ 同金額に係る金利の損失を知事及び関係職員に弁済させること。

ウ これまでに先行取得した土地が全部塩漬け土地になっている事実から、宿毛市公社に依頼し続けた宿毛湾港湾整備に係る本件公共用地のこれ以上の先行取得を中止すること。

エ 本件塩漬け土地の購入依頼をしてきた知事及び関係職

員が、その購入費について全額負担すべきこと。これらのことについて、適切な措置を講ずることを求める。

（2）請求の理由（原文登載）

ア 高知県は、平成3年1月7日から平成17年11月15日まで12回にわたって、宿毛市公社に対して、宿毛湾港湾整備事業の用に供する土地の先行取得を依頼し続けた。その土地は31ヘクタールに達した。

イ これらの土地は、用地内の道路や公園を作った以外は全く利用されず、いわゆる塩漬け土地となっている。巨額の公金を使って塩漬け土地をごく最近まで累積し続けてきた。

ウ 用地の取得費と経費とで上掲の金額にまで膨れ上がったが、県は取得された用地を引き取って事業化できない状態が続いている。他方、宿毛市公社は、巨額の借財を抱えにっちもさっちもゆかなくなった。

エ そこで、高知県は宿毛市公社のこの巨額借財を処理するために、宿毛市公社にその金を貸し付けることにし、宿毛市公社は借りた金で銀行に支払い、そして年度末の一日だけまた銀行から同額を借り受け、その金をそっくり県に返却し、その翌日にまた県の貸付金を受けて銀行に支払う・・・といういわゆるコロガシを仕組んだ。銀行につなぎ資金を依頼したものであろう。

こうすることによって、県は予算上は巨額の債務を逆に「債権」に変え、県民の批判から逃れようと考えた。

オ しかし、これは自ら定めた貸付要綱の貸付資金の使用目的（公共用地の先行取得費）に完全にはずれ、県の予算に計上された貴重な公金を塩漬け土地を隠蔽するコロガシ資金の死に金に転化しており、全く用を成していない。

48億円余の巨額の資金は、基金として置くだけでも巨額の金利がつく。

カ 本来、公共用地の先行取得は、金があるから無目的に漠然と土地を取得するのではなく、①先行取得しなければその土地を確保したい事情がある、②取得後使用目的に沿ってその土地が有効に供用されることが確実である、など明確な理由が必要である。

本件の場合、県は慢性的な財政危機にあるなかで、特段差し迫った用途もないのに、誰も買い手のないほとんど無価値の山地を買い続けた。

再建団体に転落しかねない高知県の財政状態で、誰のためにこのようなでたらめな、広大な土地の先行取得をやってきたのか、地元では深い疑惑に包まれている。

（3）事実を証する書面

ア 平成18年4月3日付け公共用地先行取得対策資金貸付

契約書

イ 宿毛市公社保有土地一覧表（平成17年10月31日現在）  
ウ 平成18年3月8日付け宿毛市公社理事長からの用地先行取得対策資金借入申込書

エ 平成18年3月30日付け平成18年度公共用地先行取得対策資金の貸付について（港湾空港局長通知）

オ 貸付額明細書（合計48億7,812万2,050円）

カ 平成18年4月3日付け宿毛市公社理事長からの請求書（金48億7,812万2,050円）

キ 支出命令書（支出命令額48億7,812万2,050円、4月3日支払済）

ク 平成19年2月9日付け行政情報公開決定通知書（宿毛市公社理事長発行）

ケ 用地買収調書（買収面積合計315,617.13平方メートルのもの）

コ 行政情報公開請求書等（5枚）

サ 昭和63年5月2日から平成17年11月15日までの公共用地先行取得に関する覚書及び資金協力に関する覚書一式

シ 高知県発行の「宿毛湾港」のリーフレット

ス 宇須々木・樺地区の図面（1枚）

3 請求の要件審査

本件請求は、平成19年2月16日に受け付けし、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

（1）請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年3月20日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際、請求人から、平成19年2月15日付け高知新聞の「宿毛湾港工業流通団地（以下「工業流通団地」という。）」の記事及び関係丈量図等一式が提出された。

（2）執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 現地調査

平成19年3月19日に、監査委員2名及び監査委員事務局職員3名で現地調査をした。

3 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

（1）平成18年度及び平成19年度の宿毛市公社に対する公共用地先行取得対策資金貸付金（ころがし貸付）の支出が違法・不当であるか否か。

（2）用地先行取得等に関する覚書（以下「覚書」という。）の締結及び工業流通団地の用地の再取得が違法・不当であるか否か。

4 監査対象機関

本件公共用地先行取得対策資金の貸付契約の事務を担当している港湾空港局港湾課（以下「港湾課」という。）及び工業流通団地の販売・企業誘致を担当している同局港湾空港振興課（以下「振興課」という。）を監査対象機関とした。

なお、平成19年4月1日付けの組織改正により、港湾課は土木部港湾課に、振興課は土木部港湾振興課に再編された。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 宿毛湾港港湾整備事業の経緯

港湾課の諸資料によれば、宿毛湾港港湾整備事業の経緯は、次の表1のとおりである。

表1

| 年月       | 経緯                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------|
| 昭和61年6月  | 重要港湾政令指定                                                  |
| 昭和61年10月 | ・宿毛湾港港湾計画（以下「港湾計画」という。）策定<br>・計画面積72.1ha（当初の工業流通団地48.7ha） |
| 昭和63年5月  | 覚書締結（以降、先行取得の都度締結）                                        |
| 平成元年7月   | 漁業補償契約締結                                                  |
| 平成2年1月   | 池島地区大型岸壁起工式                                               |
| 平成9年1月   | 工業流通団地の造成開始                                               |
| 平成11年4月  | 池島地区（-7.5m）及び（-4.5m）岸壁供用開始                                |
| 平成12年12月 | 池島地区（-13m）岸壁暫定（-10m）供用開始                                  |
| 平成13年11月 | 第1期分譲公募開始（5.84ha）                                         |
| 平成14年11月 | 港湾計画改訂<br>・約16年を経過したために再評価した上で見直し                         |

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
|         | ・東工区は凍結し、西工区の用地買収を促進<br>・計画面積を47.6haに規模縮小（工業流通団地26.8ha） |
| 平成19年2月 | 第2期分譲公募開始（2.64ha）                                       |

(2) 工業流通団地について

ア 経緯

昭和61年の重要港湾への昇格と同時に、港湾計画が新規策定された。

その背景としては、四国西南地域が昭和52年の第三次全国総合開発計画において、「特段の配慮を必要とする課題地域」に位置付けられたことにある。

港湾計画では、四国西南地域の振興を図るため、物資流通拠点としての港湾機能の整備促進及び産業立地に対処する港湾整備を掲げている。

工業流通団地の計画面積は48.7ヘクタールで、東工区及び西工区からなっており、県は、平成9年からその整備に着手した。

平成14年11月に、目標年次を平成20年代半ばとする港湾計画の改訂を行い、東工区を当面凍結し、西工区を縮小したため、計画面積は26.8ヘクタールとなった。

イ 事業費

工業流通団地と港湾施設整備に伴う全体事業費（平成元年度から平成18年度まで）は約246億円で、財源内訳は次の表2のとおりである。

なお、今後、工業流通団地の造成費、団地内道路・緑地などの整備費が約12億円見込まれている。

表2

| 財源内訳         | 金額（百万円） |
|--------------|---------|
| 国費           | 10,312  |
| 県費           | 4,392   |
| 市費           | 1,865   |
| 県債（港湾機能整備事業） | 1,305   |
| 県債（臨海土地造成事業） | 1,237   |
| 公共用地先行取得貸付金  | 5,492   |
| 合計           | 24,603  |

ウ 工業流通団地の分譲

平成13年11月から第1期分譲（5.84ヘクタール）を開始し、平成19年2月から第2期分譲（2.64ヘクタール）を開始した。

振興課は、第1期分譲の公募後リサイクル関係、養殖飼料関係などの問い合わせがあり、第2期分譲の公募後も4件の問い合わせがあったとし、引き続き誘致活動に取り組んでいると説明している。しかしながら、今日に至っても分譲の実績はない。

このため、平成19年度から更に強力で誘致活動に取り組むため、振興課に3名の専任職員を配置して工業流通団地のセールスに当たらせ、九州の中でも企業立地が活発な企業を中心に誘致活動を行うこととしている。

(3) 用地先行取得について

ア 先行取得依頼の経緯

工業流通団地のうち、陸域部については、新たに用地を取得する必要がある。そのため、用地交渉に当たっては、県が直接用地交渉をするよりも、地権者の事情に精通し、かつ、西南中核工業団地、坂本ダム等で公共用地の先行取得の実績がある宿毛市の方が円滑に実施できると判断して、当初（昭和63年度）から宿毛市公社に先行取得を依頼している。

イ 用地買収金額の決定

平成3年1月7日付けの覚書によれば、土地の評価及び補償費の算定に関する事項は、知事と宿毛市公社理事長が協議のうえ、知事の承認を受けるものとされている。したがって、実質的には県が用地買収単価を決定し、宿毛市公社はその単価に基づいて買収している。

ウ 再取得の現状

監査請求を受理した平成19年2月16日時点での再取得の状況は、以下の表3のとおりである。再取得は、金額では約11パーセント、面積では約14パーセントとなっている。

表3

|        | 面積（㎡）      | 金額（円）         | 備考          |
|--------|------------|---------------|-------------|
| 全体     | 314,691.80 | 5,492,552,502 | 金額には補償費を含む。 |
| 再取得済   | 45,328.09  | 610,485,873   |             |
| 残（未取得） | 269,363.71 | 4,882,066,629 |             |

エ 平成18年度の先行取得

平成18年度分として、平成18年12月13日に工業流通団地の中央部に残っていた172平方メートルの用地を374万9,600円で先行取得している。

なお、先行取得は、これをもって補償も含めて終了したとのことである。

オ 平成17年度の再取得  
平成17年度には、平成18年3月8日に道路及び緑地用地として、2,137.16平方メートルを1,740万7,324円で再取得している。

(4) 貸付金について  
ア ころがし貸付の経緯  
県は、当初から貸付けに当たっては、用地を先行取得する宿毛市公社の資金経費の軽減を図るため、公共用地先行取得対策資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）を定めた。

そして、ころがし貸付については、貸付要綱に基づいて、公共用地先行取得対策資金貸付契約書（以下「貸付契約書」という。）を毎年度締結していた。

なお、貸付要綱及び貸付契約書には、当初から県が再取得する時期は明示されていない。

イ 覚書、貸付要綱及び貸付契約書  
(ア) 覚書  
a 宿毛市公社理事長が用地の取得事務を行い、取得した用地は、最終的に県に帰属する。  
b 県は取得を行うために必要な経費として、用地費及び事務費を負担する。  
c bの経費は、県が予算上の措置を終了した場合に、資金執行計画を勘案して宿毛市公社理事長の請求により支払う。

(イ) 貸付要綱  
a 知事は、宿毛湾港湾整備事業の用に供する土地を宿毛市公社が先行取得する場合に、宿毛市公社の資金経費の軽減を図るため必要な資金を貸し付ける。  
b 貸付金は、用地費、補償費、測量費、事務費、用地管理費等の必要経費の合計額を限度として、毎年度予算の範囲内で貸し付ける。  
c 貸付利息は、無利息とする。ただし、平成8年度まで有利子であった。

なお、ころがし貸付及び当該年度の先行取得資金貸付は、いずれもこの貸付要綱によって実行されている。

(ウ) 貸付契約書  
a 貸付金は、年度当初に貸し付け、年度末に償還する。  
b 上記貸付金により発生する預金金利は、県に帰属

するものとし、年度末の償還時に県に返還するものとする。

ウ ころがし貸付の理由  
港湾課は、ころがし貸付を継続せざるを得なかった理由として、再取得する時期を次のように説明している。  
(ア) 先行取得後、速やかな再取得を目指す意向は持ちつつも、具体的な年次計画に基づく再取得時期は定めていなかった。  
(イ) 平成8年8月のサマー・レビューで暫定供用の方針を決定し、海域を埋め立てた用地の分譲状況をみて、陸域部を判断していくことを確認してきた。

エ 貸付額の明細  
県から宿毛市公社へ平成18年4月3日に貸し付けた額の明細は、次の表4のとおりである。

表4

| 項目     | 地積等         | 金額（円）         | 備考          |
|--------|-------------|---------------|-------------|
| 用地補償費  |             | 4,842,137,269 |             |
| 用地費    | 314,519.80㎡ | 3,546,805,392 |             |
| 補償費    | 一式          | 1,295,331,877 |             |
| 事務費    | 一式          | 134,405,036   |             |
| 鑑定手数料  | 一式          | 3,642,080     | 土地比準        |
| 発生利子   | 一式          | 508,423,538   | 平成8年度までの合計額 |
| 小計     | 314,519.80㎡ | 5,488,607,923 | ①           |
| 県の再取得額 | 45,328.09㎡  | 610,485,873   | ②           |
| 差引額    | 269,191.71㎡ | 4,878,122,050 | ③=①-②       |
| 再貸付額   |             | 4,878,122,050 |             |

オ 今回の貸付けの確認  
平成18年4月3日付け貸付契約書、支出命令書等の証拠書類により、同日に48億7,812万2,050円が県から宿毛市公社に貸し付けられていることを確認した。ちなみに、県が金融機関から借り入れた利率（平成18年4月3日時点）は、宿毛市公社が金融機関から借り入れたとし

た場合の利率（同時点）よりも約3パーセント低くなっている。

なお、上記貸付契約書第3条では、宿毛市公社は貸付金を翌年の平成19年3月30日（金曜日）までに県に償還するものとする、となっている。

したがって、宿毛市公社は、年度末から年度初めにかけて金融機関から、「つなぎ資金」として同額の融資を受ける必要がある。

(5) 宿毛市公社について  
宿毛市公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第10条の規定により、全額宿毛市の出資により設立されており、実質的には宿毛市と一体の組織である。

ア 土地開発公社  
土地開発公社の本来業務は、地方公共団体等に代わる土地の先行取得等（取得、造成その他の管理及び処分）であり、予算上の要件を満たした段階で地方公共団体等が再取得するものである。

イ 宿毛市公社の土地の保有状況  
平成17年度決算における宿毛市公社の土地保有状況は、次の表5のとおりである。

表5 (平成18年3月31日現在)

|      | 面積（㎡）      | 割合（％） | 金額（円）         | 割合（％） |
|------|------------|-------|---------------|-------|
| 県依頼分 | 269,191.71 | 38.8  | 4,871,316,871 | 65.3  |
| 市依頼分 | 254,201.03 | 36.7  | 1,489,806,215 | 20.0  |
| 国依頼分 | 109,343.17 | 15.8  | 720,109,974   | 9.6   |
| 公社分  | 60,758.97  | 8.7   | 380,504,550   | 5.1   |
| 全体   | 693,494.88 | 100.0 | 7,461,737,610 | 100.0 |

(注) 金額には補償費等を含む。

(6) 隠れ借金の情報公開について  
平成15年8月から「通常の起債以外で管理すべき負債等の状況」を県のホームページ（総務部財政課）に公開しており、現在、平成14年度末から平成17年度末までの毎年度の見込額が掲載されている。

その中で、「港湾整備事業特別会計等」として、市町村土地開発公社取得用地48億7,812万2,000円（平成17年度末の見込額）を掲げている。

(7) 本県の財政状況

平成18年度一般会計当初予算の規模は、約4,301億円  
前年度から約221億円減、対前年度比4.9パーセント減とな  
っている。

また、平成19年度は、約4,232億円で前年度から約68億  
円減、対前年度比1.6パーセント減であり、8年連続のマ  
イナス予算となっている。

このように、平成19年度も引き続き厳しい財政状況が続  
いているのは、「財政再建団体」に転落することのないよ  
うに、中期的な視点に立った財政危機への対応を最優先さ  
せたためである。

## 2 監査委員の判断

### (1) 本件ころがし貸付の違法・不当性

県は、宿毛市公社が先行取得した用地を再取得しないこ  
とから生じた巨額の借財を処理するため、ころがし貸付を  
仕組んだが、これは貸付要綱の貸付資金の使用目的（先行  
取得資金）から逸脱し、塩漬け土地を隠蔽する死に金に転  
化しており違法である、と請求人が主張しているので、本  
件ころがし貸付が違法・不当であるか否かについて判断す  
る。

#### ア ころがし貸付について

ころがし貸付は、その財源を一般財源に求めないとはい  
え、年度当初から貸付金が返済される年度末までの間  
は、貸付金に見合う資金を構える必要がある。一般財源  
が不要であるというのは、単なる予算上のテクニックで  
あって、実態からすれば大きな違いはなく、貸付金の財  
源を貸付先から調達する方法に妥当性があるのか疑問の  
あるところである。

ころがし貸付は、本件貸付以外でもしばしば行われて  
いるものであり、このことが直ちに違法・不当であるとは  
言えない。

ただ、本件のように終期を設定しないまま約49億円も  
の巨額の貸付けを反復、継続することは、適切でない。

#### イ 貸付要綱について

港湾課は、1-(4)-イの(イ)のとおり、本件ころが  
し貸付も、また、当該年度の先行取得資金の貸付けも、  
同一の貸付要綱によって実行していると説明している。

しかし、貸付要綱第1条では、宿毛市公社が先行取得  
する場合において、県は必要な資金を貸し付けると規定  
しているのみで、請求人が主張しているように、貸付資  
金の使用目的がいわゆる「ころがし」になっている実態  
からすれば、趣旨を拡大解釈していると言われてもやむ  
を得ない面も見られる。

また、要綱第4条の「貸付けは必要に応じ分割して貸  
し付ける」という規定は、ころがし貸付にはなじまない。

したがって、貸付要綱をころがし貸付の根拠にすること  
は無理があると言わざるを得ない。

付言すれば、ころがし貸付は、県が再取得していない  
用地費にかかる宿毛市公社の必要資金を調達するととも  
に、1-(4)のオのとおり、金利負担を軽減するための  
ものであるので、そのことを貸付要綱上に明確に位置付  
けるべきである。

#### ウ 貸付け目的の妥当性

1の(6)のとおり、本件貸付金が県の隠れ借金とされ  
ていることは、否定できない。

しかし、県が先行取得を依頼した以上、1-(4)のオ  
のとおり、宿毛市公社が自ら資金を調達するよりも県か  
ら借り入れた場合の金利負担が少ないことから、県とし  
ては宿毛市公社の資金の調達と金利負担の軽減を図る目  
的で貸し付けせざるを得ないと認められる。

なぜなら、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下  
「地財法」という。）第2条第1項の趣旨からして、県  
が貸付けをせず、結果的に宿毛市に不利益を与えること  
は許されないからである。

#### エ 貸付けの有効性

先行取得させている用地約27ヘクタール、補償費等  
を含めて約49億円は、宿毛市公社にとって過大な負担とな  
っており、この用地を県が再取得をするまでは、宿毛市公  
社としては当該資金を構える必要がある。

また、県が貸し付けなければ宿毛市公社の金利負担が  
大きくなるが、最終的にはその金利差額は県の再取得価  
格に上乗せされることになる。

したがって、こうした限りにおいて、本件貸付は有効  
であると言うべきである。

付言すれば、1-(2)のウのとおり、今後、分譲でき  
る見通しが立たない以上、宿毛市公社にころがし貸付を  
続けたとしても、単に問題の解決を先送りしているにす  
ぎず、再取得への道筋が示されなければ、根本的な課題  
解決にはならないと言わなければならない。

#### オ 財政運営上の妥当性

1の(7)のとおり、本県は極めて厳しい財政状況下  
にあり、約49億円もの巨額のころがし貸付をしなければ  
ならないこと自体が問題である。

しかしながら、本件の場合、県は、用地取得を行うた  
めに必要な経費として用地費及び事務費を負担するとの  
覚書を宿毛市公社と交わしており、たとえ県の厳しい財  
政状況のゆえをもってしても、宿毛市公社に対する貸付  
けを継続せざるを得ない状況であったと考えられる。

したがって、県の財政状況が厳しいことをもって、本  
件貸付が違法・不当になるとまでは言えないものと判断

する。

### (2) 用地先行取得に関する違法・不当性

請求人は、公共用地の先行取得について、県が特段差し  
迫った用途もないのに違法な単価で無価値な山地を買い続  
けたと主張するとともに、陳述の場において、その事例を  
挙げている。

#### ア 用地の先行取得を依頼したことの違法・不当性

##### (ア) 先行取得の決定

1-(2)のウのとおり、工業流通団地は、平成13年  
度の第1期分譲地の販売実績が未だになく、平成18年  
度の第2期分譲地についても全く目途が立っていない  
状況である。平成18年度包括外部監査結果報告では、  
「事業は明らかに失敗であり既に破綻している」と結  
論付けている。

仮にそうであったとしても、工業流通団地を整備す  
るために用地を先行取得するとの行政上の政策決定  
は、法第242条第1項の財務会計行為には当たらない  
ことから、住民監査請求でその是非を判断することには  
ならない。

また、この行政上の政策決定が個々の用地買収の原  
因行為（先行行為）にも当たらないものと判断され  
る。

なぜなら、いまだ、この段階では買収金額は決まっ  
てなく、また、用地買収できるか否かは地権者との交  
渉にゆだねられている以上、県が用地の先行取得をす  
るという意思決定をしても、直ちに契約あるいは公金  
の支出には結びつかないからである。

##### (イ) 覚書の締結

工業流通団地の用地先行取得は、県が宿毛市公社と  
覚書を締結して進めてきたものであり、この覚書が法  
第242条第1項の契約に当たるか否かが問題となる。

ところで、法第242条第1項の契約とは、法第234条  
第1項に規定する契約とされているが、平成元年3月  
14日水戸地裁判決（昭和63年（行ウ）第2号）によれ  
ば、法第242条第1項の契約とは「財務的処理を直接  
の目的とする契約に限られ、非財務的な行政上の事務  
処理の一環として行われる契約は、たとえそれが結果  
的に地方公共団体の財産上の損害をもたらすものであ  
っても、これに含まれないと解するのが相当である。」  
としている。

そこで、覚書を見ると、名称こそ覚書ではあるが、  
①宿毛市公社が用地の先行取得を行い（第1条）、そ  
のための経費を県が負担する（第5条）と規定してい  
ること、②支払方法（第6条）及び経費の精算方法  
（第7条）が明示されていること、③この覚書以外に

用地の先行取得に関して県と宿毛市公社が別途契約を結んでいないこと、などからすれば、覚書は法第242条第1項の契約に該当すると考えられる。

なお、県と宿毛市公社は、用地先行取得の都度覚書を締結しているが、このうち、行為のあった日又は終わった日から1年を経過していない平成18年12月13日の覚書が監査対象になるものである。

この覚書については、(ア)のように分譲が進まない中で締結したことは事実であり、仮に企業を誘致できる可能性がないという状況の中で、必要性のない用地を更に買い増すために締結したとすれば、違法・不当となる余地があると考えられる。しかしながら、県としては、1-(2)のウのとおり、企業誘致活動を続けており、誘致の可能性がなくなったとまでは言えない。

さらに、この覚書は、工業流通団地の中央部に残っている用地を取得しようとするもので、この用地を欠いては団地としての価値を著しく損なう結果となるものであり、先行取得の必要性がないとは言えない。

したがって、先行取得のために覚書を締結したことは、違法・不当とは言えない。

また、請求人は、これ以上の先行取得を中止することを求めているが、1-(3)のエのとおり、平成18年12月13日の覚書による先行取得をもって工業流通団地に関する先行取得は終了したとのことであり、請求人の主張には理由がない。

イ 再取得の違法・不当性

請求人は、違法な単価で買収した用地があると主張しているが、用地買収自体は宿毛市公社が行ったもので県の財務会計行為には当たらない。

県の財務会計行為は、宿毛市公社から再取得する場合であるが、行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものは監査対象にならず、平成18年3月8日の道路及び緑地用地の再取得(1,740万7,324円)が監査対象となる。

財産の購入については、長に広範な裁量権が認められているが、必要性のない財産を取得したり、必要性があっても取得価格が合理性を欠くような過大なものであるときは、法第2条第14項及び地財法第4条第1項の趣旨に反する財務会計行為になると考えられる。平成13年12月28日京都地裁判決(平成9年(行ウ)第8号)では、土地の取得について、「単に取得した代金額が経済的な適正価格を上回ったり、必要性については疑問があると言うだけでは足りず、当該土地を取得する具体的な行政目的、取得の必要性、相手方との交渉の経緯、その時の経

済情勢等に照らして、上記の決定権限を有する長がその裁量の範囲を逸脱し、権限を濫用した場合に限られると解するのが相当である。」としている。

また、同判決は、「地方公共団体がその土地開発公社に不動産の先行取得を要請し、これに応じて土地開発公社が先行取得した不動産をその地方公共団体が購入する場合には、前記の判断の対象となるのは、同公社から地方公共団体が購入する行為だけでなく、同公社との基本的な約定等によっては、地方公共団体が同公社に先行取得を要請する行為自体も併せてその対象とすべき場合がある」としている。

本件の場合、買収金額の決定は1-(3)のイのとおりであり、先行取得を要請したときの金額、すなわち、県が実質的に決定した買収金額等が問題になる場合があるというべきである。

請求人は、宿毛市公社の買収金額等に問題があると主張しているが、用地全体の取得価格が過大な金額になっているというのではなく、一部の用地取得について取得価格が過大な金額となっていることが問題であると主張しているものである。

しかしながら、その一部の過大な金額で買収した用地の中に、今回再取得した用地が含まれているかどうかについて明らかにされていない。

したがって、このことに関する請求内容は不適法である。

(3) 結論

平成18年度包括外部監査結果報告では、宿毛湾港港湾整備事業は、「明らかに失敗であり、既に破綻していることを認めること」と述べている。仮にそうであったとすれば、事業の将来の見通しが不透明なまま巨額のがし貸付を反復、継続しなければならない事態は重く受け止めなければならない。

ではあるが、宿毛市公社に用地の先行取得を依頼してきた以上は、信義則上、再取得できるまでの間、宿毛市公社に対して必要な資金の調達及び金利負担の軽減のためにころがし貸付を実行することは、現下の厳しい財政状況であっても、県の施策としてやむを得ないものと認められる。

また、貸付要綱上は疑問のあるところであるが、法的にも、県が宿毛市公社に対して必要な資金の調達をせず、金利負担も軽減しないとすれば、地財法第2条第1項の趣旨に抵触するおそれがある。

したがって、本件ころがし貸付は、違法・不当とまでは言えないものである。

さらに、監査対象となる覚書の締結及び用地の再取得についても、違法・不当とは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第 4 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

1 当該用地の先行取得は、元々、県が宿毛市公社に依頼したものであり、分譲の目的が立たないことを理由として、いつまでも再取得を先送りすべきではない。

そもそも、宿毛市が土地開発公社経営健全化団体として指定を受けた原因の一端は県にあり、「宿毛市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」が達成できるように、早急に再取得の年次計画を策定して、宿毛市公社の経営健全化に資するべきである。

2 工業流通団地の分譲は厳しい状況にあるが、企業誘致の実現は極めて重要である。特に、年度当初の『各部・特定課室に対するミッション』の中で、工業流通団地の分譲を取り上げている以上は、今年度から企業誘致のために配置した専任職員を中心に積極的な企業誘致活動を推進し、成果を挙げられたい。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第20号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中

|    |        |
|----|--------|
| 「理 | 事      |
| 部  | 長      |
| 局  | 長      |
| 副  | 出 納 長」 |

を

|    |          |
|----|----------|
| 「部 | 局 連 携 官  |
| 理  | 事        |
| 部  | 長        |
| 会  | 計 管 理 者」 |

に改め、同項2種の欄中

|             |   |
|-------------|---|
| 「産業技術委員会事務局 | 長 |
| を削り、        |   |
| 「医          | 監 |
| 排出権取引推進監    |   |
| 土木技術監」      |   |

を  
 「情報化推進監  
 医 監  
 保健福祉推進監  
 排出権取引推進監  
 雇用対策監  
 環境農業推進監  
 土木技術監  
 港湾振興監」  
 に、  
 「高等技術学校長  
 農業技術センター所長」  
 を  
 「高知高等技術学校長」  
 に、  
 「中央東農業振興センタ  
 ー所長」  
 を  
 「中央東農業振興センタ  
 ー所長  
 農業技術センター所長」  
 に改め、同項3種の欄中  
 「医薬安全推進監  
 研究開発推進スタッ  
 プ  
 職員能力開発センタ  
 ー所長」  
 を削り、  
 「療育福祉センター事務  
 局長  
 精神保健福祉センタ  
 ー所長」  
 を  
 「精神保健福祉センタ  
 ー所長  
 療育福祉センター事務  
 局長」  
 に、  
 「計量検定所長  
 工業技術センター所長  
 紙産業技術センター所  
 長  
 農業技術センター次長  
 農業技術センター技術  
 次長

農業技術センターの場  
 長  
 畜産試験場長  
 森林技術センター所長  
 海洋深層水研究所長  
 内水面漁業センター所  
 長  
 水産試験場長」  
 を  
 「計量検定所長  
 中村高等技術学校長」  
 に、  
 「中央漁業指導所長」  
 を  
 「中央漁業指導所長  
 工業技術センター所長  
 紙産業技術センター所  
 長  
 農業技術センター次長  
 農業技術センター技術  
 次長  
 農業技術センターの場  
 長  
 畜産試験場長  
 森林技術センター所長  
 海洋深層水研究所長  
 内水面漁業センター所  
 長  
 水産試験場長」  
 に改め、  
 「幡多土木事務所坂本ダ  
 ム管理事務所長」  
 を削り、同表教育委員会の項2種の欄中  
 「高知城管理事務所長」  
 を削り、同項3種の欄中  
 「事務局の課長」  
 を  
 「事務局の課長  
 教育企画監  
 企画監」  
 に改める。  
**附 則**  
 (施行期日等)  
 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)

の規定は、平成19年4月1日から適用する。  
 (経過措置)  
 2 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(平成19年高知県人事委員会規則第5号)附則第3項の規定を適用する場合における職員の給与の支給等に関する規則第5条第1項の表に掲げる職については、改正後の規則第5条第1項の表に掲げる職とする。  
 ~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成19年4月13日(揭示済)  
 高知県人事委員会委員長 起塚 昌明  
**高知県人事委員会規則第21号**  
**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。  
 別表第2の1の表知事部局の項中  
 「理事  
 部長  
 局長  
 副出納長」  
 を  
 「部局連携官  
 理事  
 部長  
 会計管理者」  
 に、  
 「局次長  
 産業技術委員会事務局長  
 医監」  
 を  
 「局次長  
 情報化推進監  
 医監  
 雇用対策監  
 港湾振興監」  
 に改め、「須崎福祉保健所長」及び「中央児童相談所長」を削り、  
 「療育福祉センター長」  
 を  
 「療育福祉センター長  
 身体障害者リハビリテーションセンター  
 所長」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤労手当に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。



特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第22号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中土佐町の項中

大野見吉野12 大野見奈路 482	中土佐町役場大野見庁舎 須崎警察署大野見駐在所
-------------------------	----------------------------

を

大野見奈路 482	須崎警察署大野見駐在所
--------------	-------------

に改め、同表檮原町の項中「高南家畜保健衛生所檮原支所」を「西部家畜保健衛生所檮原支所」に改める。

別表第2三原村の項中

来栖野479 柚ノ木13-3	三原村総合保健センター 宿毛警察署三原駐在所
-------------------	---------------------------

を

柚ノ木13-3	宿毛警察署三原駐在所
---------	------------

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

-----  
**人事委員会告示**  
-----

**高知県人事委員会告示第4号**

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示

第1号)の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1、別表第2、別表第6及び別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。

平成19年4月13日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の2級の知事部局の項中

「企画員(5等級)  
研究開発推進スタッフ(5等級)  
スタッフ(5等級)」  
を削り、同表の3級の知事部局の項中

「企画員(4等級)  
研究開発推進スタッフ(4等級)  
スタッフ(4等級)」

を削り、「船長(4等級)」を「一等航海士(4等級)」に改め、同表の3級の教育委員会の項中「係長」及び「一等機関士(4等級)」を削り、同表の4級の知事部局の項中

「研究開発推進スタッフ(3等級)  
スタッフ(3等級)」  
及び「林業普及指導員(3等級)」を削り、  
「地域調整主任」

を  
「地域調整主任  
調整主任」

に改め、「グループ長」及び「主任林業普及指導員」を削り、同表の4級の教育委員会の項中「班長」を削り、「管理主事(3等級)」を「主任管理主事(3等級)」に、「社会教育主事(3等級)」を「主任社会教育主事(3等級)」に、「指導主事(3等級)」を「主任指導主事(3等級)」に、

「通信長(3等級)」  
を  
「通信長(3等級)  
一等機関士(3等級)」

に改め、同表の4級の人事委員会事務局の項中「班長」を「チーフ」に改め、同表の4級の海区漁業調整委員会事務局の項中

「次長」  
を  
「次長  
チーフ」

に改め、同表の5級の知事部局の項中「主任企画員」及び「グループ長」を削り、「企画調整監」を「福祉保健所の室長」に、「総括林業普及指導員」を「調整主任」に改め、同表の5級の教育委員会の項中「主任企画員」及び「専門企画員」を削り、「図書館の課長」を「図書館のグループ長」に改め、「高知城管理事務所次長」を削り、同表の5級の警察の項中「少年サポートセンター副所長」を削り、同表の6級の知事部局の項中「医薬安全推進

監」、「研究開発推進スタッフ長」及び「研修主任」を削り、同表の6級の教育委員会の項中「課長補佐(2等級に限る。)」

を  
「教育企画監  
企画監」

に改め、同表の6級の警察の項中「施設管理官」を「装備施設管理官」に、  
「サイバー犯罪対策官」

を  
「サイバー犯罪対策官  
少年サポートセンター所長」

に改め、同表の7級の知事部局の項中  
「事務局長  
排出権取引推進監  
土木技術監  
建設検査長  
中央東県税事務所長」

を  
「情報化推進監  
保健福祉推進監  
排出権取引推進監  
雇用対策監  
環境農業推進監  
土木技術監  
港湾振興監  
建設検査長」

に、  
「中央西福祉保健所長」

を  
「中央西福祉保健所長  
須崎福祉保健所長」

に、「身体障害者リハビリテーションセンター所長」を「中央児童相談所長」に、「高等技術学校長」を「高知高等技術学校長」に改め、同表の7級の教育委員会の項中「参事」及び「高知城管理事務所長」を削り、同表の8級の知事部局の項中「事務局長」を「中央東県税事務所長」に改め、「須崎福祉保健所長」を削り、「中央児童相談所長」を「身体障害者リハビリテーションセンター所長」に改め、同表の9級の知事部局の項中

「理事  
本庁の部長  
局長  
副出納長」

を  
「部局連携官

理事  
本庁の部長  
会計管理者」

に改める。

別表第2の5級の項中「警察本部の次長」を削り、同表の7級の項中「装備管理官」を削り、「情報分析官」を「外事情報室長」に改める。

別表第6の3級の項中「試験研究機関の部長」を「試験研究機関の課長」に、「科長」を「主任（3種）」に改め、「総括主任研究員」及び「専門員」を削る。

別表第7の3級の項中

「出先機関の課長」

を

「出先機関の課長

職員健康推進監」

に改め、同表の4級の項中「職員健康推進監」を削る。